

中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成23年度中間期 平成23年9月30日	平成24年度中間期 平成24年9月30日
【資産の部】		
現金預け金	178,636	148,007
コールローン及び買入手形	55,442	—
商品有価証券	3,696	3,578
金銭の信託	10,609	10,617
有価証券	1,354,600	1,384,610
貸出金	3,552,887	3,639,026
外国為替	5,838	6,554
リース債権及びリース投資資産	41,318	40,303
その他資産	60,547	46,240
有形固定資産	68,585	67,150
無形固定資産	11,232	11,294
繰延税金資産	12,347	16,746
支払承諾見返	29,766	26,072
貸倒引当金	△47,959	△44,315
資産の部合計	5,337,549	5,355,886

(単位：百万円)

科目	平成23年度中間期 平成23年9月30日	平成24年度中間期 平成24年9月30日
【負債の部】		
預金	4,803,349	4,778,019
譲渡性預金	9,053	49,048
債券貸借取引受入担保金	26,696	64,592
借入金	72,712	82,890
外国為替	656	842
社債	30,000	—
その他負債	72,272	44,535
賞与引当金	1,830	1,790
退職給付引当金	10,232	9,893
役員退職慰労引当金	383	390
睡眠預金払戻損失引当金	243	198
偶発損失引当金	1,557	1,397
繰延税金負債	1,069	8
再評価に係る繰延税金負債	10,004	8,691
支払承諾	29,766	26,072
負債の部合計	5,069,828	5,068,372
【純資産の部】		
資本金	36,839	36,839
資本剰余金	27,822	47,815
利益剰余金	126,778	147,755
自己株式	△1,528	△1,509
株主資本合計	189,911	230,900
その他有価証券評価差額金	13,810	22,076
土地再評価差額金	12,492	13,618
その他の包括利益累計額合計	26,303	35,695
少数株主持分	51,506	20,918
純資産の部合計	267,720	287,514
負債及び純資産の部合計	5,337,549	5,355,886

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
経常収益	68,315	59,065
資金運用収益	38,480	36,254
(うち貸出金利息)	29,958	28,524
(うち有価証券利息配当金)	8,315	7,588
役務取引等収益	7,814	7,703
その他業務収益	12,265	11,960
その他経常収益	9,754	3,146
経常費用	54,030	51,023
資金調達費用	4,250	3,272
(うち預金利息)	3,460	2,620
役務取引等費用	2,936	2,853
その他業務費用	10,503	10,847
営業経費	32,596	32,183
その他経常費用	3,744	1,866
経常利益	14,284	8,042
特別利益	1,061	3,754
固定資産処分益	—	2
負ののれん発生益	1,061	3,670
持分変動利益	—	82
特別損失	320	474
固定資産処分損	23	172
減損損失	297	302
税金等調整前中間純利益	15,025	11,321
法人税、住民税及び事業税	1,180	931
法人税等調整額	3,523	△11,264
法人税等合計	4,703	△10,332
少数株主損益調整前中間純利益	10,321	21,654
少数株主利益	1,108	889
中間純利益	9,213	20,764

中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
少数株主損益調整前中間純利益	10,321	21,654
その他の包括利益	337	△3,363
その他有価証券評価差額金	337	△3,363
中間包括利益	10,659	18,291
親会社株主に係る中間包括利益	9,580	17,463
少数株主に係る中間包括利益	1,078	827

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
株 主 資 本		
資 本 金		
当 期 首 残 高	36,839	36,839
当 中 間 期 変 動 額		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—
当 中 間 期 末 残 高	36,839	36,839
資 本 剰 余 金		
当 期 首 残 高	27,824	27,817
当 中 間 期 変 動 額		
合併による増加	—	20,000
自己株式の処分	△2	△1
当 中 間 期 変 動 額 合 計	△2	19,998
当 中 間 期 末 残 高	27,822	47,815
利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	118,815	128,185
当 中 間 期 変 動 額		
剰余金の配当	△1,308	△1,308
中間純利益	9,213	20,764
土地再評価差額金の取崩	57	113
当 中 間 期 変 動 額 合 計	7,962	19,569
当 中 間 期 末 残 高	126,778	147,755
自 己 株 式		
当 期 首 残 高	△1,529	△1,508
当 中 間 期 変 動 額		
自己株式の取得	△3	△4
自己株式の処分	4	3
当 中 間 期 変 動 額 合 計	0	△1
当 中 間 期 末 残 高	△1,528	△1,509
株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	181,950	191,333
当 中 間 期 変 動 額		
合併による増加	—	20,000
剰余金の配当	△1,308	△1,308
中間純利益	9,213	20,764
自己株式の取得	△3	△4
自己株式の処分	1	2
土地再評価差額金の取崩	57	113
当 中 間 期 変 動 額 合 計	7,961	39,567
当 中 間 期 末 残 高	189,911	230,900

(単位：百万円)

	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当 期 首 残 高	13,444	25,377
当 中 間 期 変 動 額		
株主資本以外の項目の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)	366	△3,301
当 中 間 期 変 動 額 合 計	366	△3,301
当 中 間 期 末 残 高	13,810	22,076
土地再評価差額金		
当 期 首 残 高	12,549	13,732
当 中 間 期 変 動 額		
株主資本以外の項目の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)	△57	△113
当 中 間 期 変 動 額 合 計	△57	△113
当 中 間 期 末 残 高	12,492	13,618
その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	25,993	39,109
当 中 間 期 変 動 額		
株主資本以外の項目の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)	309	△3,414
当 中 間 期 変 動 額 合 計	309	△3,414
当 中 間 期 末 残 高	26,303	35,695
少 数 株 主 持 分		
当 期 首 残 高	51,635	52,400
当 中 間 期 変 動 額		
株主資本以外の項目の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)	△129	△31,481
当 中 間 期 変 動 額 合 計	△129	△31,481
当 中 間 期 末 残 高	51,506	20,918
純 資 産 合 計		
当 期 首 残 高	259,579	282,843
当 中 間 期 変 動 額		
合併による増加	—	20,000
剰余金の配当	△1,308	△1,308
中間純利益	9,213	20,764
自己株式の取得	△3	△4
自己株式の処分	1	2
土地再評価差額金の取崩	57	113
株主資本以外の項目の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)	180	△34,896
当 中 間 期 変 動 額 合 計	8,141	4,670
当 中 間 期 末 残 高	267,720	287,514

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
営業活動による キャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	15,025	11,321
減価償却費	2,855	2,278
減損損失	297	302
のれん償却額	122	122
負ののれん発生益	△1,061	△3,670
持分変動損益(△は益)	—	△82
貸倒引当金の増減(△)	△3,612	1,380
賞与引当金の増減額(△は減少)	40	△24
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△70	△74
退職給付引当金の増減額(△は減少)	523	△1,812
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	31	△39
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△81	△134
偶発損失引当金の増減(△)	33	100
資金運用収益	△38,480	△36,254
資金調達費用	4,250	3,272
有価証券関係損益(△)	△4,550	384
金融派生商品未実現損益(△)	25	46
為替差損益(△は益)	17	10
固定資産処分損益(△は益)	23	170
商品有価証券の純増(△)減	△1,723	△1,860
金銭の信託の純増(△)減	10	2
貸出金の純増(△)減	11,358	83,118
預金の純増減(△)	53,761	△103,004
譲渡性預金の純増減(△)	2,706	40,648
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	353	2,616
コールローン等の純増(△)減	1,220	—
コールマネー等の純増減(△)	—	△50,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△44,194	666
外国為替(資産)の純増(△)減	1,341	△1,740
外国為替(負債)の純増減(△)	170	0
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△14	535
資金運用による収入	39,115	37,399
資金調達による支出	△7,836	△3,171
その他	8,148	△4,961
小計	39,807	△22,453
法人税等の支払額	△670	△1,548
法人税等の還付額	260	91
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,397	△23,911

(単位：百万円)

科目	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
投資活動による キャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△165,786	△91,399
有価証券の売却による収入	93,817	67,323
有価証券の償還による収入	28,843	88,914
有形固定資産の取得による支出	△1,315	△1,291
無形固定資産の取得による支出	△1,599	△1,345
有形固定資産の売却による収入	167	44
その他の支出	△53	△1,143
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,925	61,102
財務活動による キャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	8,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000	—
劣後特約付社債の償還による支出	—	△15,000
自己株式の取得による支出	△3	△4
自己株式の売却による収入	1	2
子会社の自己株式の取得による支出	—	△6,999
配当金の支払額	△1,308	△1,308
少数株主への配当金の支払額	△101	△342
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,411	△15,653
現金及び現金同等物に 係る換算差額	△17	△10
現金及び現金同等物の 増減額(△は減少)	△8,957	21,528
現金及び現金同等物の 期首残高	183,949	125,734
現金及び現金同等物の 中間期末残高	174,991	147,262

当行は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、四半期報告書に記載された中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成24年度中間期）

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 9社
(連結の範囲の変更)
株式会社岐阜銀行他1社は合併により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社 2社
主要な会社名
投資事業有限責任組合 岐阜県一十六第2号
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
(2) 持分法適用の関連会社 0社
(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社
主要な会社名
投資事業有限責任組合 岐阜県一十六第2号
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- 連結子会社の中間決算日は全て9月末であり、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産の減価償却は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

その他：4年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した一部の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ10百万円増加しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形

固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、当行の方法に準じて各々予め定めている償却・引当基準に則り、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末支給額を計上しております。

- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

- (11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準
当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (12) リース取引の処理方法（借手側）
当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しており、同会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は173百万円増加しております。

- (13) 重要なヘッジ会計の方法
預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利ス

ワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

- (14) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (16) 消費税等の会計処理
当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項 (平成24年度中間期)

1. 中間連結貸借対照表関係

- (1) 非連結子会社の出資金の総額
出資金 1,001百万円
- (2) 貸出金(求償債権等を含む。以下(3)、(4)同じ。)のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 7,809百万円
延滞債権額 125,440百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (3) 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 424百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 14,014百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (5) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 147,689百万円
なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
33,628百万円
- (7) 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 184,693百万円
リース債権及びリース投資資産 2,432百万円
その他資産 52百万円
計 187,178百万円

担保資産に対応する債務

- 預金 75,009百万円
債券貸借取引受入担保金 64,592百万円
借入金 20,216百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物・オプション取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
有価証券 81,995百万円
その他資産 11百万円
また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。
保証金 2,475百万円
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
融資未実行残高 1,417,987百万円
うち原契約期間が1年以内のもの
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) 1,408,272百万円
上記融資未実行残高のうち総合口座取引に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
うち総合口座取引に係る融資未実行残高 733,497百万円
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- (9) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

- (10) 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 69,749百万円
- (11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 39,000百万円
- (12) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 43,039百万円

2. 中間連結損益計算書関係

その他経常収益には、次のものを含んでおります。

株式等売却益 1,361百万円

3. 中間連結株主資本等変動計算書関係

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	379,241	—	—	379,241	
第1種優先株式	—	20,000	—	20,000	(注)1
合計	379,241	20,000	—	399,241	
自己株式					
普通株式	5,490	18	8	5,500	(注)2、3
第1種優先株式	—	—	—	—	
合計	5,490	18	8	5,500	

(注)1. 第1種優先株式の発行済株式総数の増加20,000千株は、株式会社岐阜銀行との合併に伴う新株発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加18千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによる減少であります。

- (2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

- (3) 配当に関する事項

- ① 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,325	3.50	平成24年3月31日	平成24年6月25日

- ② 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	1,308	その他利益剰余金	3.50	平成24年9月30日	平成24年12月10日
	第1種優先株式	60	その他利益剰余金	3.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日

4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	148,007百万円
日銀預け金以外の預け金	△744百万円
現金及び現金同等物	147,262百万円

5. リース取引関係

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容

有形固定資産
支店建物であります。

- ② リース資産の減価償却の方法

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」中、「4.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	208	146	62
合計	208	146	62

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

(単位：百万円)

1年以内	29
1年超	32
合計	62

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

支払リース料	16
減価償却費相当額	16

- ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(貸手側)

- (1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

リース料債権部分	41,443
見積残存価額部分	855
受取利息相当額	△4,385
合計	37,912

- (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間末日後の回収予定額

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	664	12,646
1年超2年以内	578	9,639
2年超3年以内	489	7,163
3年超4年以内	367	4,912
4年超5年以内	274	3,006
5年超	441	4,074

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

1年以内	198
1年超	2,225
合計	2,424

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

1年以内	210
1年超	384
合計	594

6. 金融商品関係

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	148,007	148,007	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	3,578	3,578	—
(3) 金銭の信託	10,617	10,617	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	42,559	42,744	185
其他有価証券	1,329,020	1,329,020	—
(5) 貸出金	3,639,026		
貸倒引当金（*1）	△41,158		
	3,597,868	3,621,973	24,105
資産計	5,131,651	5,155,941	24,290
(1) 預金	4,778,019	4,783,558	5,539
(2) 譲渡性預金	49,048	49,048	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	64,592	64,592	—
(4) 借入金	82,890	83,007	117
負債計	4,974,549	4,980,206	5,657
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	465	465	—
デリバティブ取引計	465	465	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である預金の時価に含めて記載しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、貸出債権証券化に伴い現金準備金として信託しているものについては、信託財産は普通預け金であることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「8.金銭の信託関係」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該私募債の発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、発行体の債務者区分が破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の自

行保証付私募債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「7.有価証券関係」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるものうち、住宅ローン等の一部の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、借入金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当行及び連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「10.デリバティブ取引関係」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	平成24年度中間期末
①非上場株式 (*1) (*2)	8,527
②投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金 (*3)	4,502
合計	13,030

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について31百万円減損処理を行っております。

(*3) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

7. 有価証券関係

※中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	平成24年度中間期末			
	種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	30,524	30,865	340
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	30,524	30,865	340
	その他	—	—	—
	小計	30,524	30,865	340
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	12,034	11,878	△155
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,034	11,878	△155
	その他	—	—	—
	小計	12,034	11,878	△155
合計		42,559	42,744	185

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

	平成24年度中間期末			
	種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	44,203	30,385	13,817
	債券	1,145,082	1,118,182	26,900
	国債	576,574	563,883	12,691
	地方債	317,396	308,213	9,183
	短期社債	—	—	—
	社債	251,111	246,086	5,025
	その他	82,324	79,525	2,798
		小計	1,271,610	1,228,094
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	27,675	35,247	△7,572
	債券	14,394	14,602	△207
	国債	2,211	2,225	△13
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,182	12,376	△193
	その他	15,340	17,862	△2,522
		小計	57,409	67,712
合計		1,329,020	1,295,806	33,213

(3) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、958百万円(うち、株式943百万円、社債14百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、中間連結決算日における時価の取得原価に対する下落率が30%以上の銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

8. 金銭の信託関係

(1) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位：百万円)

	平成24年度中間期末				
	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	4,620	4,620	—	—	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

9. その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成24年度中間期末
評価差額	33,847
その他有価証券	33,847
(△) 繰延税金負債	11,637
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	22,209
(△) 少数株主持分相当額	133
その他有価証券評価差額金	22,076

(注) 評価差額には、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額633百万円(益)を含めております。

10. デリバティブ取引関係

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

① 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成24年度中間期末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,899	1,799	58	58
	受取変動・支払固定	1,899	1,799	△38	△38
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
その他	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計			19	19

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

② 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成24年度中間期末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ				
	為替予約	95,600	69,913	203	203
	売建	13,800	253	266	266
	買建	8,667	29	△89	△89
	通貨オプション				
	売建	112,879	68,377	△10,890	△546
	買建	105,215	64,844	10,919	1,679
	その他				
	売建	739	420	79	79
買建	750	421	△36	△36	
合計			452	1,557	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- ③ 株式関連取引
該当ありません。
- ④ 債券関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成24年度中間期末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	債券先物				
	売建	3,309	—	△6	△6
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計				△6	△6

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

- ⑤ 商品関連取引
該当ありません。
- ⑥ クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

① 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	平成24年度中間期末			
		主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ	預金	35,736	35,736	(注)2
	受取固定・支払変動				
合計					

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は「6.金融商品関係」の当該預金の時価に含めて記載しております。

- ② 通貨関連取引
該当ありません。
- ③ 株式関連取引
該当ありません。
- ④ 債券関連取引
該当ありません。

11. 企業結合等関係

共通支配下の取引等

1. 連結子会社による自己株式の取得

当行の連結子会社である株式会社岐阜銀行は、平成24年5月10日付で、同行が発行する第5種優先株式の一部を取得いたしました。なお、取得した自己株式について

は、同日付で、消却しております。

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称 株式会社岐阜銀行
事業の内容 銀行業
- ② 企業結合日
平成24年5月10日
- ③ 企業結合の法的形式
少数株主からの株式買取
- ④ 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
資本効率の向上および資本調達コストの低減を目的に、少数株主が保有する株式を取得したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、少数株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

- ① 取得原価及びその内訳
取得の対価 現金預け金 6,999百万円
取得原価 6,999百万円

- ② 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因
(イ) 発生した負ののれん発生益の金額
777百万円
(ロ) 発生原因
少数株主から取得した子会社株式の取得原価が少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。

2. 当行による連結子会社株式の追加取得

当行は、平成24年5月28日付で、連結子会社である十六リース株式会社の普通株式を追加取得いたしました。

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称 十六リース株式会社
事業の内容 リース業
- ② 企業結合日
平成24年5月28日
- ③ 企業結合の法的形式
少数株主からの株式買取
- ④ 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
資本構成見直しによるガバナンスの強化を目的に、少数株主が保有する株式を買取したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、少数株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

- ① 取得原価及びその内訳
取得の対価 現金預け金 1,120百万円
取得原価 1,120百万円

- ② 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因
(イ) 発生した負ののれん発生益の金額
765百万円
(ロ) 発生原因
少数株主から取得した子会社株式の取得原価が少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。

3. 当行と連結子会社との合併

当行は、当行株主総会および種類株主総会での承認な

らびに法令に定められた必要な関係官庁の認可等を得ることを条件に、平成24年9月18日を合併効力発生日として、当行の連結子会社である株式会社岐阜銀行(以下「岐阜銀行」という。)を吸収合併(以下「本合併」という。)することを企図し、平成24年4月27日付で、当行取締役会での承認を経て、当行、岐阜銀行および岐阜銀行が発行する第5種優先株式に係る株主である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)の三者間で合併条件に関する合意書(以下「本合意書」という。)を締結いたしました。その後、本合意書における合意内容を踏まえ、当行と岐阜銀行との間で合併契約の締結に向け調整を行い、平成24年5月14日開催の取締役会の承認を経て、同日付で、岐阜銀行との間で合併契約(以下「本合併契約」という。)を締結いたしました。

本合併契約は、平成24年6月22日開催の定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、それぞれ承認可決され、平成24年9月18日を合併効力発生日として当行と岐阜銀行は合併いたしました。

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	結合企業 (吸収合併存続会社)	被結合企業 (吸収合併消滅会社)
名称	株式会社十六銀行	株式会社岐阜銀行
事業の内容	銀行業	銀行業

- ② 企業結合日(合併効力発生日)
平成24年9月18日
- ③ 企業結合の法的形式
当行を存続会社、岐阜銀行を消滅会社とする吸収合併
- ④ 結合後企業の名称
株式会社十六銀行
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
(イ) 本合併の目的

当行は、平成22年9月28日付で、岐阜銀行および三菱東京UFJ銀行との間で経営統合合意書ならびに当行および岐阜銀行との間で当行を株式交換完全親会社、岐阜銀行を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、平成22年12月22日付で、岐阜銀行による岐阜銀行第一回第1種優先株式の取得および消却を実施し、岐阜銀行を連結子会社といたしました。その後、岐阜銀行は、三菱東京UFJ銀行に対し岐阜銀行第5種優先株式を発行しております。以来、当行および岐阜銀行は、十六銀行グループの企業価値の持続的成長および地域金融システムの安定化については地域経済の活性化を目指し、様々な取組みを推進してまいりました。

上記経営統合合意書を締結した際にも、当行による岐阜銀行の連結子会社化後、岐阜銀行の業務運営の効率化を実施したうえで、平成24年9月中下旬を目途として本合併を行う予定である旨公表しておりましたが、業務運営の効率化が相応に進捗したことを受け、当初予定通り、平成24年9月18日を合併効力発生日として本合併を実施いたしました。

(ロ) 本合併の日程

種類株主総会基準日	平成24年3月16日(金)
定時株主総会および普通株主による種類株主総会の基準日	平成24年3月31日(土)
本合意書承認取締役会	平成24年4月27日(金)
本合意書締結	平成24年4月27日(金)
本合併契約承認取締役会	平成24年5月14日(月)
本合併契約締結	平成24年5月14日(月)
定時株主総会および普通株主による種類株主総会の開催日	平成24年6月22日(金)

本合併の効力発生日 平成24年9月18日(火)

(注)合併効力発生日の前日までの岐阜銀行の収支の推移状況等によっては、本合併において当行に合併差損が発生する可能性があります。また、当行は、本合併において、岐阜銀行の第5種優先株式に対し第1種優先株式を交付しておりますが、かかる優先株式発行に伴う定款変更を行うことにより当行は種類株式発行会社となったことから、株主総会の承認をお願いいたしました。

他方、岐阜銀行においては、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本合併契約承認に係る株主総会の承認を得る必要はございませんが、本合併契約承認に係る普通株主による種類株主総会、第4種優先株主による種類株主総会および第5種優先株主による種類株主総会がそれぞれ実施されております。

- (2) 実施した会計処理の概要
 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。
- (3) 被結合企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当行の優先株式の時価	20,000百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	95百万円
取得原価		20,095百万円
- (4) 本合併に係る株式の種類別の割当ての内容及びその算定方法並びに交付した株式数
 ① 本合併に係る株式の種類別の割当ての内容
 (イ) 普通株式
 当行は岐阜銀行の普通株式の100%を保有しており、本合併に伴う新株式の発行および合併交付金の支払は行っておりません。
 (ロ) 第4種優先株式
 当行は岐阜銀行の第4種優先株式の100%を保有しており、本合併に伴う新株式の発行および合併交付金の支払は行っておりません。
 (ハ) 第5種優先株式
 本合併により岐阜銀行の第5種優先株式1株について、当行の第1種優先株式0.9株を割当交付いたしました。当行の第1種優先株式の発行要項に定める条件は、岐阜銀行の第5種優先株式の発行要項に定める条件と実質的に同一のものとなりました。
 ② 本合併に係る割当ての内容の算定方法
 優先株式に係る割当ての内容の決定につきましては、岐阜銀行の株主が当行と三菱東京UFJ銀行の2名だけであること、および当行が岐阜銀行の議決権の100%を保有していることに鑑み、平成22年9月28日付経営統合合意書における合意内容に従い、当行、岐阜銀行および三菱東京UFJ銀行の三者間で優先株式に係る割当比率について協議を実施いたしました。当該協議の結果、当行、岐阜銀行および三菱東京UFJ銀行は、岐阜銀行が発行している第5種優先株式については、当行が新たに発行する第1種優先株式において、岐阜銀行の第5種優先株式と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことおよび岐阜銀行の株式価値等を総合的に勘案のうえ、岐阜銀行の発行する第5種優先株式1株について、当行の第1種優先株式0.9株を割当交付することで合意いたし

ました。

- ③ 交付した株式数
 第1種優先株式 20,000,000株
- (5) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因
 ① 発生した負ののれん発生益の金額
 2,127百万円
 ② 発生原因
 合併に伴い交付した当行の株式の時価に取得に直接要した支出額を加算した額が、少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。

12. 資産除去債務関係

当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	283百万円
時の経過による調整額	8百万円
資産除去債務の履行による減少額	△8百万円
当中間連結会計期間末残高	283百万円

13. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額

	平成24年度中間期末
1株当たり純資産額	659.64円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	平成24年度中間期末
純資産の部の合計額	287,514百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	40,978百万円
うち優先株式	20,000百万円
うち優先配当額	60百万円
うち少数株主持分	20,918百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	246,535百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	373,740千株

(2) 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

	平成24年度中間期
(1) 1株当たり中間純利益金額	55.39円
(算定上の基礎)	
中間純利益	20,764百万円
普通株主に帰属しない金額	60百万円
うち優先配当額	60百万円
普通株式に係る中間純利益	20,704百万円
普通株式の期中平均株式数	373,746千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	54.76円
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額	60百万円
うち優先配当額	60百万円
普通株式増加数	5,400千株
うち優先株式	5,400千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	株式会社岐阜銀行 第4種優先株式 5,000千株 第5種優先株式 30,000千株 なお、上記第4種優先株式および第5種優先株式の株式数は当中間連結会計期間の期首の株式数を記載しております。当行と株式会社岐阜銀行との合併等により、当該優先株式の当中間連結会計期間末における発行済株式はありません。

概要・概況等

十六グループの概要

当行グループは、当行及び連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係わる事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

銀行業

当行の本店ほか157か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、金融等デリバティブ取引業務、附帯業務を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。銀行業務は当行グループの中核業務と位置づけております。なお、平成24年9月18日付で当行は株式会社岐阜銀行と合併しております。

十六ビジネスサービス株式会社においては、事務受託業務等の金融従属業務を営み、銀行業務の効率化に貢献しております。

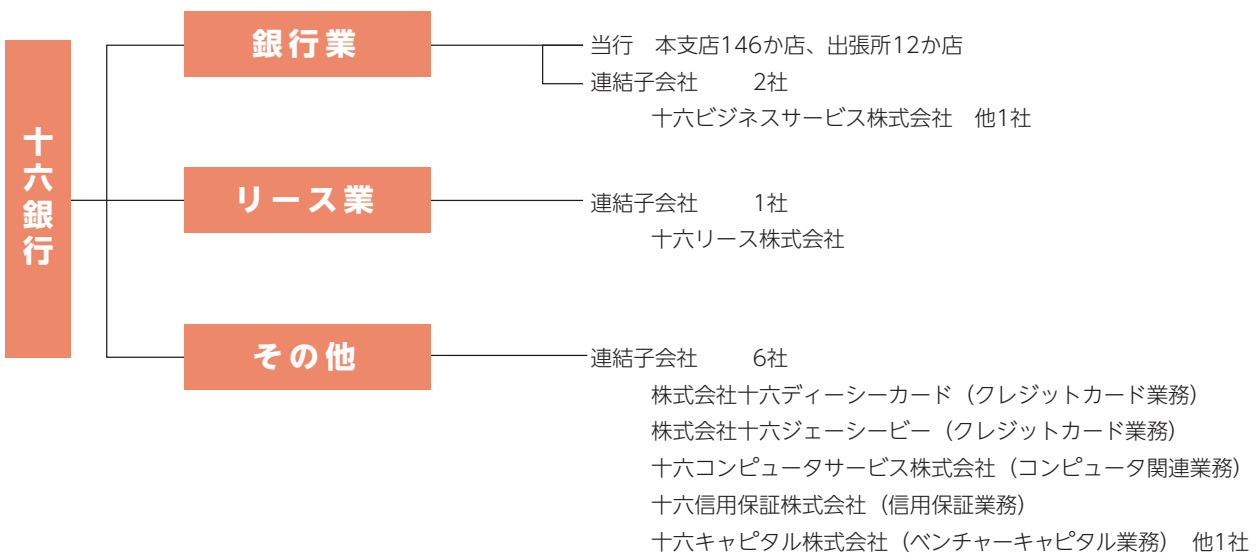
リース業

十六リース株式会社においては、リース業務を営み、地域のリースに関するニーズに積極的に対応しております。

その他

その他金融に関連する業務として、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務、ベンチャーキャピタル業務等を営み、個人顧客、法人顧客それぞれの金融ニーズに積極的に対応しております。

事業系統図



(平成24年9月30日現在)

セグメント情報等

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、当行においては、一定の範囲における営業店をもってブロックを形成し、かかるブロックを単位として、業務運営を行う体制としておりますが、各ブロックの経済的特徴等が概ね類似していることなどから、1つの事業セグメントとして集約しております。

従って、当行グループは、サービスの特性と経営管理上の組織に基づく事業内容別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、金融等デリバティブ取引業務、付随業務を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。

「リース業」は、十六リース株式会社において、リース業務を営み、地域のリースに関するニーズに積極的にお応えしております。

なお、株式会社岐阜銀行及び同行の子会社3社につきましては、銀行業務を中心にグループ一体として経営の構成単位を形成していることから「銀行業」セグメントとして集約しておりますが、当行グループの組織再編に伴い事業セグメントの区分を見直した結果、当中間連結会計期間より、株式会社岐阜銀行及び同行の子会社1社は「銀行業」に、他2社は「その他」に含めて計上しております。

また、前中間連結会計期間のセグメント情報は、当中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の取引は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

平成23年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	55,320	10,744	66,065	2,249	68,315	—	68,315
セグメント間の内部経常収益	264	142	406	498	904	△904	—
計	55,584	10,886	66,471	2,748	69,219	△904	68,315
セグメント利益	12,419	1,077	13,497	813	14,310	△26	14,284
セグメント資産	5,287,441	55,202	5,342,644	40,535	5,383,180	△45,630	5,337,549
その他の項目							
減価償却費	2,623	142	2,766	26	2,792	62	2,855
のれんの償却額	122	—	122	—	122	—	122
資金運用収益	38,282	33	38,315	354	38,669	△189	38,480
資金調達費用	4,148	221	4,369	56	4,426	△175	4,250
貸倒引当金繰入額 (△は貸倒引当金戻入益)	△1,053	273	△780	58	△721	—	△721
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,732	11	2,744	6	2,751	81	2,833

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務等であります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

平成24年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	46,474	10,201	56,675	2,390	59,065	—	59,065
セグメント間の内部経常収益	194	150	345	411	756	△756	—
計	46,668	10,352	57,021	2,801	59,822	△756	59,065
セグメント利益	6,368	759	7,128	925	8,053	△11	8,042
セグメント資産	5,303,020	56,266	5,359,287	36,213	5,395,501	△39,614	5,355,886
その他の項目							
減価償却費	2,041	140	2,181	31	2,213	65	2,278
のれんの償却額	122	—	122	—	122	—	122
資金運用収益	36,057	39	36,097	291	36,389	△134	36,254
資金調達費用	3,162	184	3,346	46	3,392	△119	3,272
貸倒引当金繰入額 (△は貸倒引当金戻入益)	△156	53	△103	△117	△221	—	△221
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,228	257	2,486	26	2,512	42	2,555

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務等であります。
 3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

関連情報

平成23年度中間期

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	30,541	17,187	10,451	10,134	68,315

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

平成24年度中間期

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	28,796	10,304	10,211	9,753	59,065

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

平成23年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減 損 損 失	297	—	297	—	297

平成24年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減 損 損 失	302	—	302	—	302

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

平成23年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当 中 間 期 償 却 額	122	—	122	—	122
当 中 間 期 末 残 高	4,709	—	4,709	—	4,709

平成24年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当 中 間 期 償 却 額	122	—	122	—	122
当 中 間 期 末 残 高	4,465	—	4,465	—	4,465

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

平成23年度中間期

当行が子会社（十六キャピタル株式会社）株式を追加取得したことなどに伴い、当中間連結会計期間において、負ののれん発生益1,061百万円を特別利益として計上しております。これは、少数株主から取得した子会社株式の取得原価が少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。なお、この負ののれん発生益は特定の報告セグメントに係るものではないため、全社の利益（調整額）として認識しております。

平成24年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結損益 計算書計上額
	銀行業	リース業	計				
負ののれん発生益	2,904	—	2,904	—	2,904	765	3,670

- (注) 1. 銀行業セグメントにおいて、当行の連結子会社である株式会社岐阜銀行（以下「岐阜銀行」という。）が、平成24年5月10日付で、同行が発行する第5種優先株式の一部を取得したことに伴い、負ののれん発生益777百万円を計上しております。
2. 当行は、平成24年9月18日を合併効力発生日として岐阜銀行を吸収合併いたしました。本合併により、岐阜銀行の第5種優先株式1株について、当行の第1種優先株式0.9株を割当交付したことに伴い、銀行業セグメントにおいて、負ののれん発生益2,127百万円を計上しております。
3. 負ののれん発生益の調整額765百万円は、当行が、平成24年5月28日付で、連結子会社である十六リース株式会社の普通株式を追加取得したことによるものであります。なお、この負ののれん発生益は特定の報告セグメントに係るものではないため、全社の利益（調整額）として認識しております。

各種指標等

主要な経営指標等

(単位：百万円)

	平成22年度中間期	平成23年度中間期	平成24年度中間期	平成22年度	平成23年度
連結経常収益	56,309	68,315	59,065	114,626	128,254
連結経常利益	8,660	14,284	8,042	17,436	23,620
連結中間純利益	4,533	9,213	20,764		
連結当期純利益				9,292	11,941
連結中間包括利益	△246	10,659	18,291		
連結包括利益				2,924	27,094
連結純資産額	225,135	267,720	287,514	259,579	282,843
連結総資産額	4,454,978	5,337,549	5,355,886	5,309,912	5,488,038
1株当たり純資産額	562.39円	578.46円	659.64円	556.33円	616.56円
1株当たり中間純利益金額	12.45円	24.64円	55.39円		
1株当たり当期純利益金額				25.35円	31.94円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	—円	19.54円	54.76円		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額				25.16円	25.87円
自己資本比率	4.5%	4.0%	4.9%	3.9%	4.1%
連結自己資本比率 (国内基準)	11.19%	11.67%	11.18%	11.30%	10.76%
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,007	39,397	△23,911	159,893	106,235
投資活動によるキャッシュ・フロー	△123,656	△45,925	61,102	△105,426	△142,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,290	△2,411	△15,653	△3,069	△21,724
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	78,612	174,991	147,262	183,949	125,734
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	3,127人 (965)	3,768人 (1,232)	3,638人 (1,155)	3,704人 (1,135)	3,689人 (1,187)

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「13.1株当たり情報」(20ページ)に記載しております。
 3. 平成22年度中間期の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」については、潜在株式がないので記載しておりません。
 4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
 5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 6. 平成22年度中間期の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
 7. 平成22年度中間期の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成23年度中間期末	平成24年度中間期末
破綻先債権額	9,252	7,809
延滞債権額	114,078	125,440
3ヵ月以上延滞債権額	307	424
貸出条件緩和債権額	14,261	14,014
合計	137,899	147,689

自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

		平成23年度中間期末	平成24年度中間期末
基本的項目 (Tier I)	資本金	36,839	36,839
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	27,822	47,815
	利益剰余金	126,778	147,755
	自己株式 (△)	1,528	1,509
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	1,326	1,368
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	51,385	20,784
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	4,709	4,465
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	47	—
	計 (A)	235,214	245,852
	補完的項目 (Tier II)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		10,123	10,039
一般貸倒引当金		15,172	10,978
負債性資本調達手段等		64,000	39,000
うち永久劣後債務 (注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	64,000	39,000	
計	89,295	60,018	
うち自己資本への算入額 (B)	89,295	60,018	
控除項目 (注4) (C)	1,467	1,461	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	323,042	304,408	
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	2,556,575	2,526,524
	オフ・バランス取引等項目	48,639	36,699
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,605,215	2,563,224
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	162,338	159,299
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,987	12,743
計 (E) + (F) (H)	2,767,553	2,722,523	
連結自己資本比率 (国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$		11.67%	11.18%
(参考) Tier I 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		8.49%	9.03%

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。